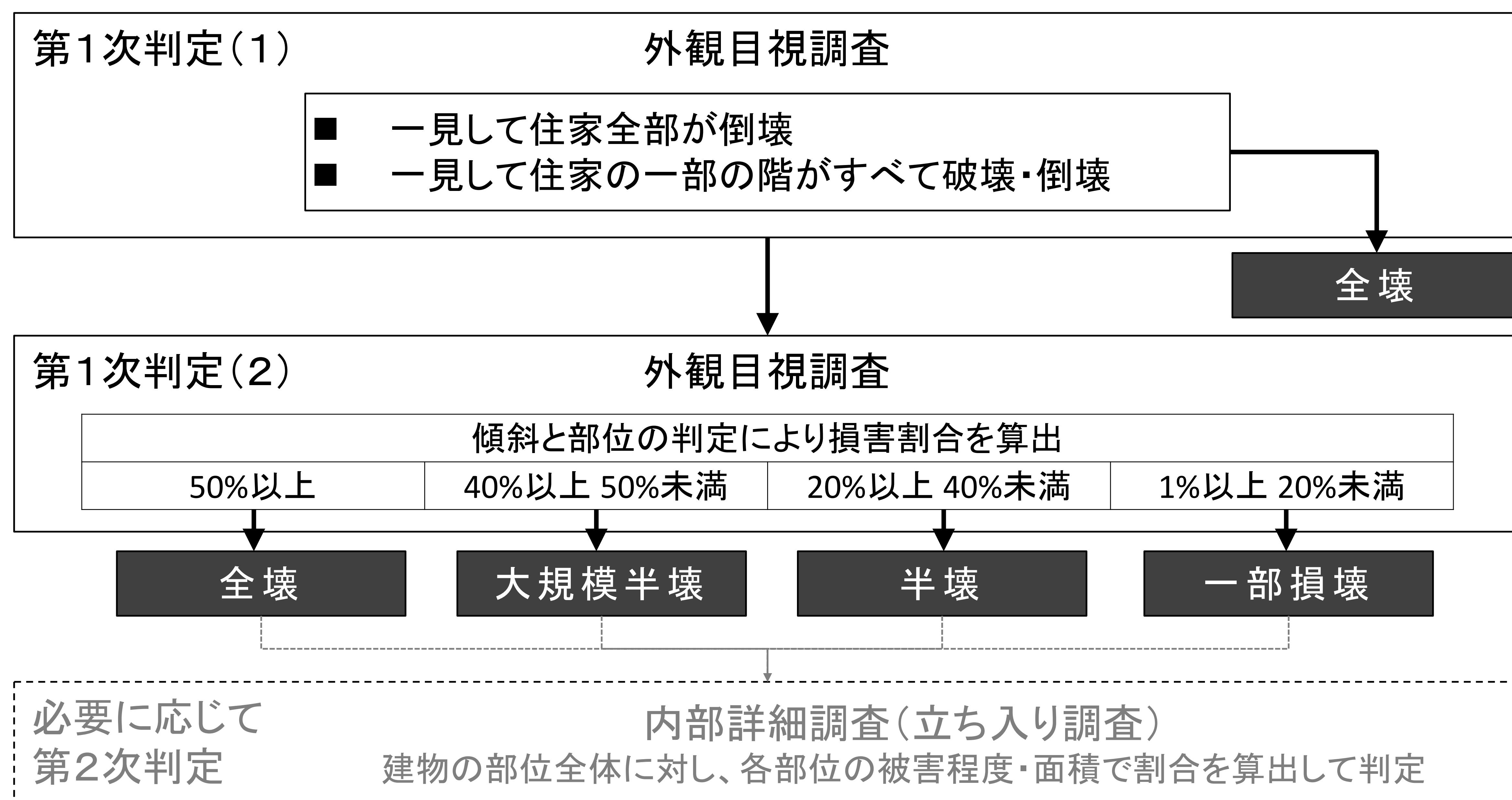


住家被害認定調査は国の基準に準じて判定しています

調査は、内閣府が定めた「被害認定基準運用指針」に基づき、建物の外観から目視によって被害の程度を調査し、その結果から被害区分を判定いたします。



住家の被害区分は以下の5種類です。

被害区分	被 害 の 状 況
全 壊	すべての壁が剥落している、1つの階が完全に潰れているなど、建て直しをしなければ住めないような状態をいいます。
大 規 模 半 壊	ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。
半 壊	いくつかの壁が剥離し、内部の構造が外に見えているなど、住家の損壊が大きいものの、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。
一 部 損 壊 (半壊に至らない)	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。
無 被 害	住家を構成する部位等にまったく被害が発生しなかったものをいいます。

内閣府ガイドラインにおける外観目視調査と内部詳細調査の関係

内部詳細調査(第2次判定)は調査項目に建物の内部被害要素が加わり、建物1棟あたり2時間程度と外観目視調査(第1次判定)の10倍程度の時間を要することとなります。また、建物内部に入るため、お住まいの方々との調査日程調整が必要となります。

また、「外観の被害に内部被害を加味すると判定結果が上がる」ように思われるがちですが、すべてにおいて判定結果が上がるわけではありません。内部被害を建物外観から推定して評価する外観目視調査の結果と整合するように調整されています。そのため、内部詳細調査では、建物を構成する部分の構成比を改めて調整しており、過去災害の実績をもとに、平均的には同じ判定結果となるように設計されています。

※1: 内部詳細調査では、外観目視調査の損害割合に単純に建物の内部の損害割合が加算されるわけではありません。そのため、内部詳細調査で判定結果が必ず上がるわけではありません。

※2: 両者の判定結果はケースによりばらつきが発生し、反対に判定が下がる場合もあります。

※3: 内部詳細調査は非常に多くの時間を要するため、すべての被災者の皆様方の住家を短期間で調査することは困難です。この調査が遅くなることで、その後の生活再建支援にも影響を及ぼすことが想定されます。皆様の支援が滞ることなく、迅速かつ寄り添った支援を進めるためには、外観目視調査を実施し、内部詳細調査は外観目視調査の補完調査として考えます。